

法令違反等事実発見への対応に関するQ & A

平成20年11月5日
日本公認会計士協会

目 次

Q 1	法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度が設けられた理由・背景について説明してください。	1
Q 2	法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度の概要を教えてください。	2
Q 3	会社法に基づく監査又は金融商品取引法上の内部統制報告制度における監査若しくは四半期報告制度における四半期レビューは、法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度の対象となりますか。	4
Q 4	被監査会社に適切な措置をとることを求めなければならない「法令違反等事実」とはどのようなものですか。	4
Q 5	監査人が、「法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨」を通知するのは誰ですか。	5
Q 6	適切な措置をとるべき旨を被監査会社に通知する際に留意すべき点は何ですか。当該通知に当該被監査会社がとるべき具体的な措置の内容を含めなければならないのでしょうか。	5
Q 7	どのような場合に当局への申出を行わなければならないのでしょうか。	6
Q 8	被監査会社に適切な措置をとるべき旨の通知を行う法令違反等事実の「財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれ」と、当局へ申出を行う場合の「財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれ」にはどのような違いがあるのでしょうか。	6
Q 9	当局への申出を行う場合には、どのようなことに留意すべきですか。	7
Q 10	当局への申出を行うことが守秘義務に抵触することはないのでしょうか。	8
Q 11	いつまでに当局への申出を行わなければならないのでしょうか。	8
Q 12	諸外国に不正発見時に当局へ申出を行う制度はあるのでしょうか。	11

このQ & Aは、平成19年の公認会計士法等の一部を改正する法律による金融商品取引法の一部改正で設けられた法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度を適用するに当たっての留意点をまとめたものです。

ここでいう法令違反等事実とは、金融商品取引法上の財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。ただし、引用部分を除く。）の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実をいい、あくまでその一つの例示として法令違反という事実が掲げられていることに留意が必要です。監査人は、監査証明を行うに当たって発見した事実が法令違反等事実に該当すると判断した場合には、被監査会社の監査役等に通知をして適切な措置をとるよう求め、それでも被監査会社により是正措置がとられず、財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合において、重大な影響を防止するために必要があると認めるときには、所定の期限までに、当局に申出を行わなければなりません。

そもそも、監査人は、不正を識別した場合、又は不正が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合、速やかに、適切なレベルの役職者に報告しなければならず、また経営者等が関与する不正を識別した場合には、監査役等に報告しなければならないとされています（監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」第93項及び第95項）。また、監査人が違法行為を発見した場合には、それが財務書類の重要な虚偽の表示の原因となるかどうかにかかわらず経営者及び監査役等へその内容の報告をしなければならないとされています（会社法第397条第1項並びに監査基準委員会報告書第11号「違法行為」第3項及び第16項）。一方、本制度においては、これらの監査基準委員会報告書で求められる報告に加え、適切な措置をとるべき旨を含めた書面による通知が必要とされ、また、一定の場合に該当すれば、当局に申出をする義務を負うこととなります。

Q 1 法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度が設けられた理由・背景について説明してください。

A 法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度が設けられた理由・背景は、次のとおりです。

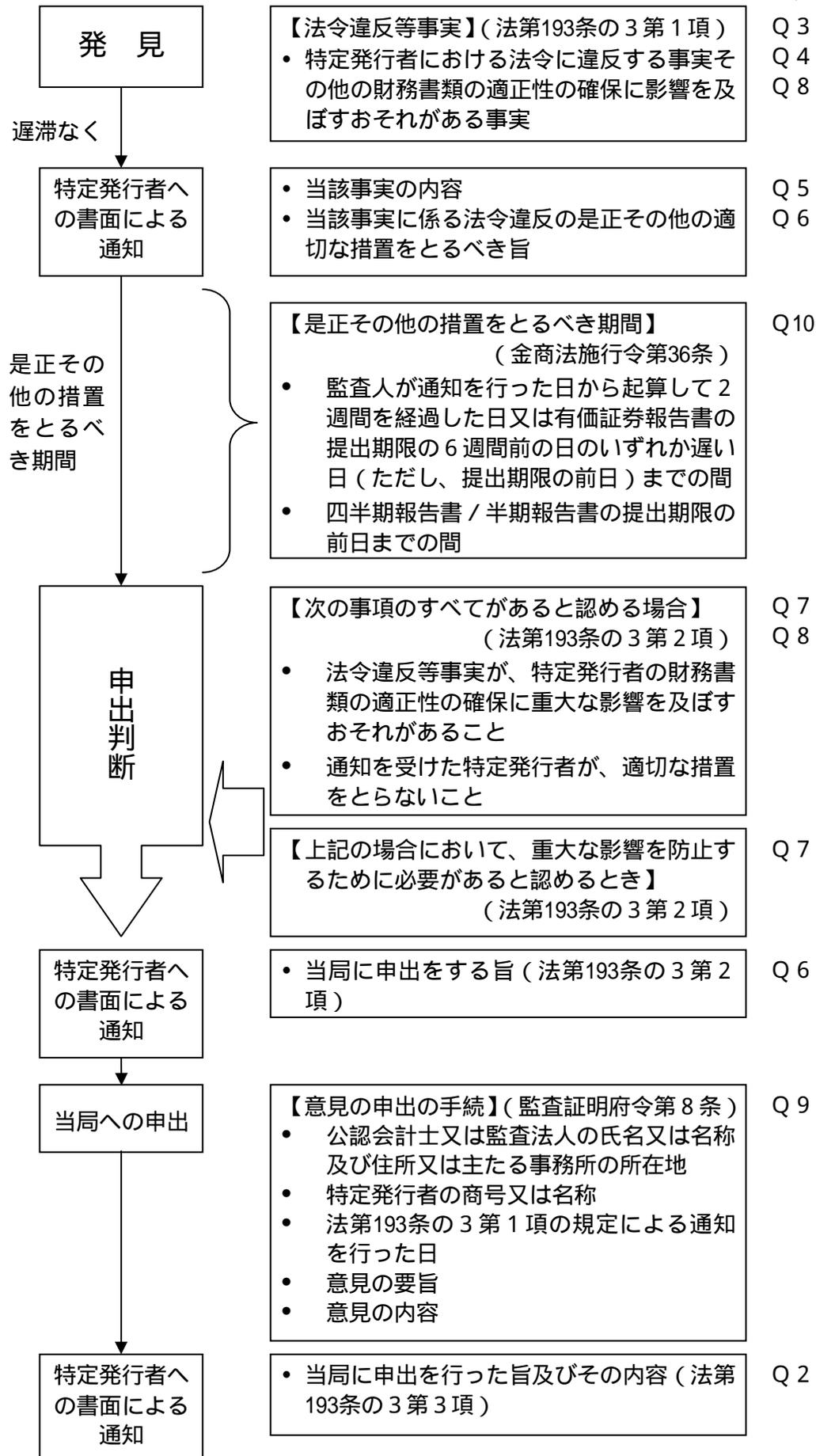
- 1．平成18年12月22日に公表された金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」に盛り込まれた提言の三つの柱の一つである監査人の独立性と地位の強化に関しては、監査人の独立性の確保に向けたルールの整備、ローテーション・ルールの整備及び監査人の選任・監査報酬の決定等に関する適切な枠組みの整備の三つの観点からの提言がなされました。
- 2．この監査人の選任・監査報酬の決定等に関する適切な枠組みの整備の観点による提言事項の一つに、監査人の「不正・違法行為発見時の対応等」が掲げられ、「監査人の独立性や監査の実効性等を強化する観点から、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んだ上でもなお改善が図られないと考えるときは、当局への報告を義務付けていくことが適当である。」とされました。
- 3．これを受け、平成19年の公認会計士法等の一部を改正する法律により、金融商品取引法の一部が改正され、法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度が設けられることとなりました。本制度により、監査人が被監査会社との関係において、より強固な地位に基づき適正に監査を行うことができると期待されています。

Q 2 法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度の概要を教えてください。

- A 法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度の概要は、次のとおりです。
- 1 . 平成19年6月27日に公布された「公認会計士法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)により、「金融商品取引法」(以下「法」という。)第193条の3(法令違反等事実発見への対応)の規定が新設され、平成19年12月7日に、「金融商品取引法施行令」(以下「金商法施行令」という。)及び「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(以下「監査証明府令」という。)の関係政府令の改正が行われました。
 - 2 . この制度は、監査人が、法第193条の2第1項の監査証明を行うに当たって、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、当該特定発行者に書面で通知しなければならないとするものであり(法第193条の3第1項、監査証明府令第7条)当該特定発行者の自主的な是正措置を促そうとするものです。ここで、特定発行者とは、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の公認会計士等の監査証明を必要とする者です(法第193条の2第1項、金商法施行令第35条第1項)。
 - 3 . しかし、これらの手続を踏んだ上でもなお、法令違反等事実が当該特定発行者の財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること及び当該特定発行者による適切な措置がとられないことがあると認める場合で、重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、監査人は、あらかじめ申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知した上で、当該事項に関する意見について当局へ申出を行い(法第193条の3第2項、監査証明府令第8条)また、当局への申出を行った旨及びその内容を当該特定発行者に書面で通知しなければなりません(法第193条の3第3項)。
 - 4 . この制度は、平成20年4月1日以後開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務書類の監査証明から適用されます(改正法附則第19条)。
 - 5 . なお、当該規定(法第193条の3第1項~第3項)に違反した者に対しては、30万円以下の過料に処すとされています(法第208条の2第4号~第6号)。
 - 6 . また、監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」(平成20年3月25日改正)において、監査人は、経営者等が関与する不正を識別した場合には、速やかに、監査役等に報告しなければならないとされていますが(第95項)本制度への対応として、監査人は、不正を識別した場合、法令等の規定により、監査役等に対し報告する責任があるかどうかを判断しなければならない旨が追加されました。監査人が不正を識別した場合における第三者に対する報告についても同様に、法令等の規定により、第三者に対し報告する責任があるかどうかを判断しなければならない旨が追加されています(第102項)。

7. 本制度の概要を図示すると、次のようになります。

参照 Q & A



Q3 会社法に基づく監査又は金融商品取引法上の内部統制報告制度における監査若しくは四半期報告制度における四半期レビューは、法令違反等事実発見時における監査人の当局への申出制度の対象となりますか。

A 本制度はあくまでも、法第193条の2第1項に規定される財務書類の監査に適用されるものであり、会社法に基づく監査や内部統制報告制度における監査（法第193条の2第2項）には適用されません。ただし、内部統制監査と財務諸表監査は一体となって実施されることから、内部統制監査において発見された事項が、現に財務書類の適正性の確保に影響を及ぼし法令違反等事実となるのであれば、本制度の対象となることに留意が必要です。

他方、四半期財務諸表は、法第193条の2第1項に規定される財務書類に含まれることから（監査証明府令第1条）、四半期報告制度における四半期レビューは、本制度の対象となります。

Q4 被監査会社に適切な措置をとることを求めなければならない「法令違反等事実」とはどのようなものですか。

A 「法令違反等事実」に関しては、次のとおりと考えられます。

1. 法令違反等事実とは、「法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」であり（法第193条の3第1項）、その解釈としては、仮に監査人や被監査会社において何らの対応も図られず、当該事実が放置された状態のまま当該財務書類が提出された場合に、重要な事項についての虚偽記載等が生じるような事実を指すものと解されています。したがって、法令違反等事実に該当するかについては、被監査会社の規模・特性やその財務書類の内容などを総合的に勘案し、当該事実が財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実として「法令違反等事実」に該当するか否かの判断を、監査人としての専門的知識・経験に照らし、独立した立場において行う必要があると考えられます（平成19年12月7日「提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」（以下「金融庁の考え方」という。） . 29）。
2. また、法第193条の3第1項では、いわゆる「重要性の判断」の明示はありませんが、「法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれ」をもって、その影響の重大性が斟酌されることが考えられます。
3. 「重要性の判断」も含めて具体的にどのような事実が法令違反等事実に該当するかについては、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準等に基づき、監査人において判断されるべきものと解されます（金融庁の考え方 . 30）。
4. 法令違反等事実が発見されなくとも、職業的専門家としての正当な注意を怠らない限り、監査人が責任を負うことはないと考えられます。また、本制度は、監査証明を行うに当たって設けられている制度であり、法令違反等事実を発見した場合に適用されることとなります。したがって、本制度の対象となる法令違反等事実は、本来監査実施年度の財務書類（注記事項を含む。）に反映されるべき事項であるにもかかわらず

ず、適切に反映されていない事項であると考えられます。なお、過年度の財務書類の修正を要するような法令違反等事実を発見した場合も、本制度の対象となると考えられます。

Q 5 監査人が、「法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨」を通知するのは誰ですか。

A 法令違反等事実について、監査人が適切な措置をとるべき旨を通知する相手は、「当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第193条の3第1項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）」とされており（監査証明法令第7条）原則として、特定発行者の取締役等の職務執行を監査する機関（監査役、委員会設置会社における監査委員、監事など）とされています。これは、監査役等が、取締役の不正行為や法令・定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認められるときは、取締役（取締役会）に報告する義務を負う立場にあることに照らし、法令違反等事実について監査役等に対する通知が確実になされることが必要と考えられたことによるものです。

なお、監査役等の機関が設置されていない場合や、法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を確保する観点から、監査人がその職業的専門家としての判断により、監査役等以外の者に対して通知すべきとされる例外的な場合も想定し得ることから（金融庁の考え方 34）、是正措置をとることについて他に適切な者がある場合には、その者に対して通知することとされています。ここにいう法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を確保する観点から例外的な取扱いをすべき場合としては、例えば、監査役自身が当該法令違反等事実に関与しており、監査役に通知をしても適切な措置を確保することが期待できない場合が考えられます。

Q 6 適切な措置をとるべき旨を被監査会社に通知する際に留意すべき点は何ですか。当該通知に当該被監査会社がとるべき具体的な措置の内容を含めなければならないのでしょうか。

A 適切な措置をとるべき旨を被監査会社に通知する際に留意すべき点は、次のとおりです。

1. 本制度では、監査人は、「法令違反等事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨」を被監査会社に書面で通知することで足り、被監査会社がとるべき具体的な措置の提案までは求められていません。発見された法令違反等事実をどのように是正すべきかについては、財務書類の作成責任を有する被監査会社が検討すべき事項と考えられますが、通知を受けた監査役等による適切な対応を期待するためには、具体的な是正措置の提案を行った方が望ましい場合もあると考えられます。
2. 被監査会社に対する法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨の通知は、被監査会社の自主的な是正措置を促すことが目的であるため、「法令違反等事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨」を被監査会社

に書面で通知する際に、政令で定める期間が経過した日後なお当該法令違反等事実の是正その他の適切な措置がとられず、当該事実が財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、内閣総理大臣（金融庁長官）に申し出る旨を明記しておくことも考えられます。

- 3．政令で定める期間が経過した日後なお当該法令違反等事実の是正その他の適切な措置がとられなかった場合には、あらかじめ、内閣総理大臣（金融庁長官）に申出をする旨を被監査会社に書面で通知した上で、監査人は内閣総理大臣（金融庁長官）に申出を行うこととなります（法第193条の3第2項）。

Q7 どのような場合に当局への申出を行わなければならないのでしょうか。

A 当局への申出を行う場合は、次のとおりです。

- 1．特定発行者に対し法令違反等事実については是正その他の適切な措置をとるべき旨の通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、法令違反等事実が、特定発行者の財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣（金融庁長官）に申し出なければならないとされています（法第193条の3第2項、監査証明府令第8条）。

法令違反等事実が、特定発行者の財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること

適切な措置をとるべき旨の通知を受けた特定発行者が、適切な措置をとらないこと

なお、の「重大な影響を及ぼすおそれ」の考え方については、Q8のAを参照してください。

- 2．法令違反等事実が、被監査会社の財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、通知を受けた被監査会社が適切な措置をとらないと認める場合において、被監査会社により当該財務書類が監査人に提出されたときは、監査人は、監査意見の形成に当たり無限定適正意見以外の意見表明や意見不表明等の適否を検討しなければならないものと考えられます。少なくとも監査人が不適正意見を表明することとなる場合には、監査人は経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法又は財務諸表の表示方法に関して、財務書類に重要な影響を与える著しく不適切な事項がある、すなわち、重要な虚偽の表示があると判断しているのであり、通常、当該意見表明に先立って、法令違反等事実に関する被監査会社への通知及び当局への申出がなされることになるものと考えられます。

Q8 被監査会社に適切な措置をとるべき旨の通知を行う法令違反等事実の「財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれ」と、当局へ申出を行う場合の「財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれ」にはどのような違いがあるのでしょうか。

A 当局へ申出を行う場合における「重大な影響を及ぼすおそれがある」場合とは、監査人が発見した法令違反等事実について、会社側に通知するなどの取組みを進めてきたにもかかわらず是正が進まない等の事由により、当該法令違反等事実が財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼす蓋然性が高くなった場合等を指すものと解されています（金融庁の考え方 ．31）。すなわち、監査人が発見した法令違反等事実のすべてについて当局への申出を求めることはせず、むしろ、監査人による一定の取組みにもかかわらず、会社側による是正が図られないなど、当該法令違反等事実が財務書類の適正性の確保に影響を及ぼす蓋然性が高くなった段階で、当局への申出を求めることが制度の趣旨と考えられることから、「重大な」という要件が加重されているものと考えられます。

Q 9 当局への申出を行う場合には、どのようなことに留意すべきですか。

A 当局への申出を行う場合に留意すべき事項は、次のとおりです。

1．内閣総理大臣（金融庁長官）に申出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならないとされています（監査証明府令第8条）。

- 一 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 特定発行者の商号又は名称
- 三 法令違反等事実の内容及び当該事実に係る適切な措置をとるべき旨の通知を行った日
- 四 意見の要旨
- 五 意見の内容（法第193条の3第2項第1号の事項、同項第2号の事項の別に記載）

第1号：法令違反等事実が、特定発行者の財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること

第2号：適切な措置をとるべき旨の通知を受けた特定発行者が、適切な措置をとらないこと

2．監査人が当局に申出を行うに至るような状況において、監査契約の解除等により監査人でなくなった場合には、監査人の当局への申出制度の対象とはならず、また、守秘義務も解除されないことにご留意ください。このとき、法令違反等事実が、特定発行者の財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、その重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、監査人交代時の臨時報告書における交代理由等に対する監査人としての意見において、当該法令違反等事実を開示することも考えられます。

なお、当局への申出を行った場合には、通常、監査契約の解除又は更新を行わない事由の一つに該当するものと考えられます。このため、契約の解除については、法規委員会研究報告第6号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」（平成20年4月15日改正）による監査約款及び四半期レビュー約款の様式例において、契約の解除・終了事由として「受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出た場合」が掲記されています。

Q10 当局への申出を行うことが守秘義務に抵触することはないのでしょうか。

A 当局への申出は、金融商品取引法に基づく行為であり、倫理規則（平成19年12月10日改正）における守秘義務が解除される正当な理由のうちの「法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。」に該当するものと考えられます。また、法規委員会研究報告第6号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」（平成20年4月15日改正）による監査約款及び四半期レビュー約款の様式例においても、守秘義務が解除される場合の正当な理由の例示項目として「受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出た場合」が掲記されています。したがって、守秘義務に抵触することはありません。

Q11 いつまでに当局への申出を行わなければならないのでしょうか。

A 当局への申出の時期に関しては、次のとおりと考えられます。

1. 特定発行者に対し法令違反等事実については是正その他の適切な措置をとるべき旨の通知を行った日から、通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日を経過した後、監査人は内閣総理大臣（金融庁長官）に申出を行うことを検討しなければなりません（金商法施行令第36条）。
 - 一 有価証券報告書の提出期限の6週間前の日又は通知日から起算して2週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が有価証券報告書の提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）
 - 二 四半期報告書又は半期報告書の提出期限の前日
2. 上記の期間（金商法施行令第36条）は、特定発行者が法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間（以下「是正等措置期間」という。）であり、是正等措置期間の経過後、Q7のA1に記載されている事項（法193条の3第2項）のすべてがある場合に、監査人は当局に対し速やかに申出を行うこととなり、申出に必要な手続（Q2参照）を実施することとなります。なお、是正等措置期間を経過するまでは、監査人に当局への申出義務は発生していないものと考えられます。
3. 有価証券報告書については、期末の財務諸表監査の実務上、一般的に計算書類の内容が確定するのは、計算書類の承認を行う決算取締役会の決議がなされた時点とされていますが、上場会社の場合、決算日から45日以内に決算短信を公表することが推奨されており、3月末決算の会社の場合、5月15日頃までには計算書類の内容が確定することが一般的と考えられます。その時点までには是正措置が講じられていなければ、決算スケジュールに支障を来すことが想定されます。したがって、有価証券報告書を提出期限（決算日から3か月以内）までに提出するためには提出期限の6週間前（3月末決算の会社の場合、5月15日頃）までには是正が図られていることが求められます（A4の例示のケース1）。

提出期限の6週間前の直前又は6週間前以降に法令違反等事実の発見・通知がなされた場合には、決算スケジュールに支障が生じることになり、財務書類の提出期限との関係からは迅速な対応が求められるところですが、他方で、被監査会社においては是正措置を講じるためには一定の期間を要することも踏まえ、通知日から2週間の期限

が与えられています（A 4の例示のケース2及びケース3）。

ただし、通知日から2週間が経過する前に提出期限が到来する場合には、適正を欠いた財務書類が提出される前に、財務書類の適正性確保のために最大限の対応が図られる必要があることから、提出期限の前日までの期間としています（A 4の例示のケース3）（以上A 3については、会計・監査ジャーナル2008年3月号「改正公認会計士法の施行に伴う関係政令・内閣府令の概要」から抜粋・加筆）。

4．被監査会社への監査人による通知、是正等措置期間及び当局への申出判断時点との関係について例示すると、次のようになります。

（例）3月末決算の会社（有価証券報告書の提出期限が6月末）の場合					
3月末	5月中旬				6月末
12週間前	10週間前	8週間前	6週間前	4週間前	2週間前
		計算書類の 監査人への 提出		会社法監査 期限	有価証券報 告書の提出 期限
【ケース1】通知後2週間より後に有価証券報告書の提出期限から6週間前が訪れる ケース					
		2週間			
	発見・会社通知			当局申出判断時点	
【ケース2】通知後2週間が、有価証券報告書の提出期限の6週間前より後に訪れる ケース					
			2週間		
		発見・会社通知		当局申出判断時点	
【ケース3】発見・通知が有価証券報告書の提出期限から6週間前より後になるケース					
				2週間又は	2週間未満
				発見・会社通知	当局申出 判断時点
			発見通知の2週間後まで		
			2週間後が有価証券報告書の提出期限を超える場合には 提出期限の前日まで		

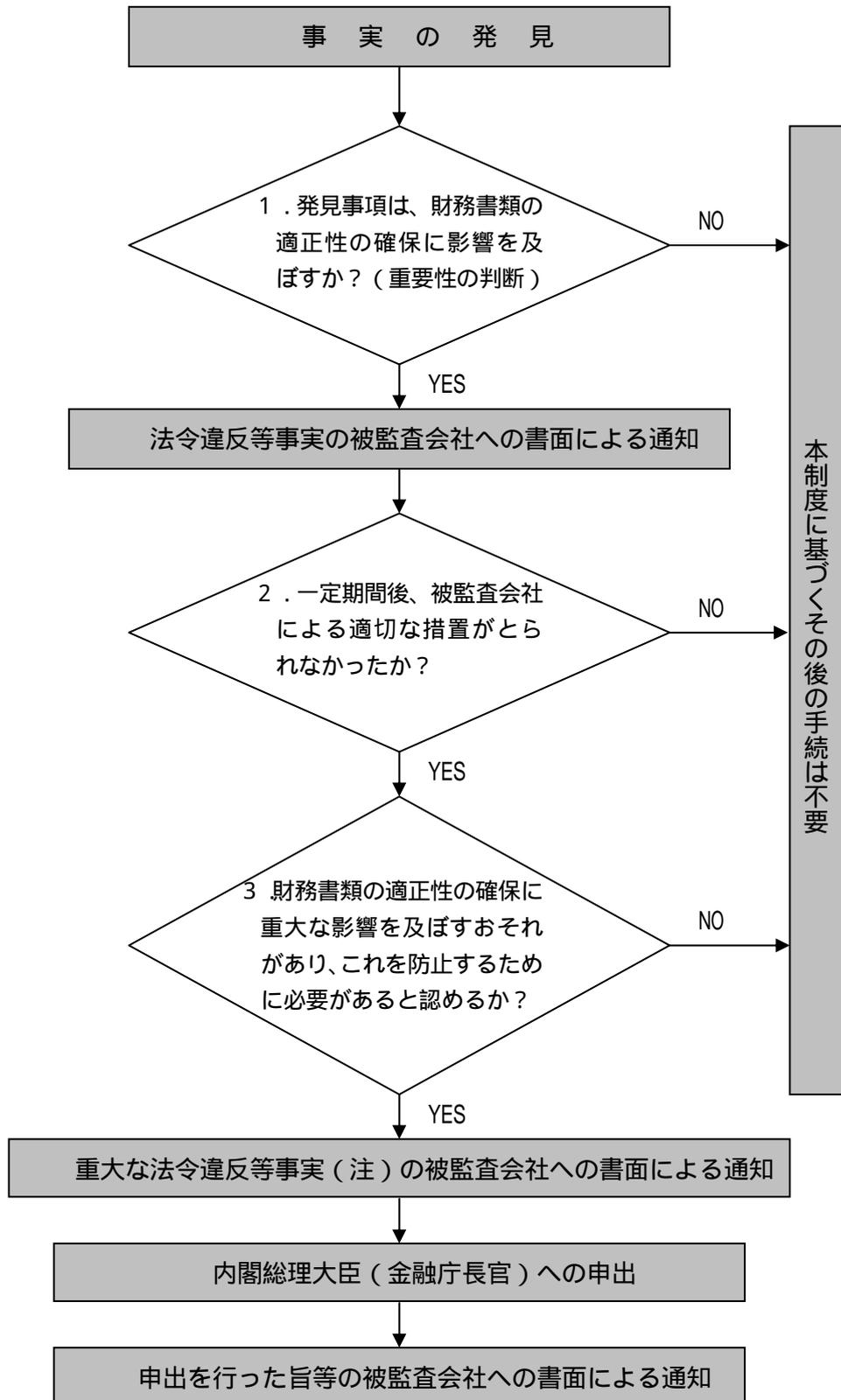
：法令違反等事実の発見、会社への通知

：以後、当局への申出を検討

から までが是正等措置期間に該当

また、当局への申出までのフローを示すと、次のようになります。

当局申出までのフロー



（注）「重大な法令違反等事実」とは、法令違反等事実が、財務書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断された場合における当該法令違反等事実をいう（Q 8 参照）。

Q12 諸外国に不正発見時に当局へ申出を行う制度はあるのでしょうか。

A 諸外国の制度について例示すると、次のとおりとなります。

国名	概要
米国	上場会社の監査において、財務諸表に重大な影響を与え得る違法行為が発見され、経営者、取締役会等が必要な措置をとらなかった場合、SECに通報（Private Securities Litigation Reform Act of 1995, AU317 Illegal Act of 1995）。
英国	銀行等の監査において発見された違法行為について、FSAに通報（Proceeds of Crime Act 2002 Section 330 and 331）。
フランス	刑事行為について、監査人は検察官に通報。 上場会社等の監査において発見された違法行為について、監査人はAMFに通報（商法L823-12）。
ドイツ	特段の定めはない。

出典：第6回金融審議会公認会計士制度部会（平成18年5月29日）配布資料
資料2「諸外国の監査法人制度等の比較」他より

以 上

【関係政府令（抜粋）】

〔金融商品取引法〕

（法令違反等事実発見への対応）

第193条の3 公認会計士又は監査法人が、前条第1項の監査証明を行うに当たって、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

〔金融商品取引法施行令〕

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）

第36条 法第193条の3第2項に規定する政令で定める期間は、同条第1項の通知を行った日（以下この条において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

一 法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出期限の6週間前の日又は通知日から起算して2週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二 法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は法24条の5第1項に規定する半期報告書の提出期限の前日

〔財務諸表等の監査証明に関する内閣府令〕

（法令違反等事実の通知）

第7条 監査証明を行うに当たり特定発行者（法第193条の2第1項に規定する特定発行者をいう。次条において同じ。）における法令違反等事実（法第193条の3第1項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第193条の3第1項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならない。

（意見の申出手続）

第8条 法第193条の3第2項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

一 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 特定発行者の商号又は名称

三 法第193条の3第1項の規定による通知を行った日

四 意見の要旨

五 意見の内容（法第193条の3第2項第1号の事項及び同項第2号の事項の別に記載すること。）